

令和二年第三回大阪広域水道企業団議会  
十一月定例会会議録

令和二年十一月十三日（金曜日）午後一時開議

○出席議員

一	伊豆丸	精二
二	小堀	清次
三	吉川	敏文
四	友永	修
五	坂口	福美
六	川西	二郎
七	池西	二朗
八	貫野	幸治郎
九	前園	隆博
十	西尾	博道
十一	下野	尚之
十二	坂本	尚之
十三	草尾	勝司
十四	池添	義春
十五	宮本	義春
十六	植松	栄次
十七	大東	真司
十八	神田	隆生
十九	山下	亜緯子
二十	福田	英彦
二十一	嶋野	浩一朗
二十二	島野	弘一
二十三	井上	健太郎
二十四	畑中	健太郎
二十五	永谷	幸弘
二十六	矢野	幸弘
二十七		
二十八		
二十九		

三十番 原 明美  
三十一番 奥野 浩一  
三十三番 井上 浩一

○欠席議員

十一番 中武 貞勝

○説明のため出席した者

企業 副 企 業 長 永藤 英機  
理事兼経営管理部長 吉田 景司  
技術長兼事業管理部長 上田 伊宏  
経営戦略担当部長 中田 耕介  
経営管理部副理事兼経営企画課長 中塚 肇  
経営管理部危機管理課長 松本 竜三  
経営管理部広域連携課長 松村 博幸  
経営管理部総務課長 田村 武志  
経営管理部会計課長 小島 謙一  
事業管理部副理事兼技術管理課長 岡先 雅史  
事業管理部工務課長 向井 隆裕  
堤 重徳  
代表 監 査 委 員 小田 利昭  
監査委員事務局 濱田 雄司

○職務のため出席した者

議会 事務局 局長 濱田 雄司  
議会 事務局 書記 廣永 龍治  
議会 事務局 書記 晴間 幸一  
議会 事務局 書記 石田 治仁  
議会 事務局 書記 上野 萌

○議事日程

第一 会議録署名議員の指名  
第二 会期決定の件  
第三 諸般の報告  
（議員辞職許可の報告）  
（当選議員の報告・紹介）  
（例月現金出納検査結果報告）  
（説明者の通知）

第四 当選議員の議席の指定

第五 議長を選挙

第六 第一号議案 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件

第七 第二号議案 令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分

第八 第三号議案 令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分

第九 第一号報告 令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

第十 第二号報告 令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

第十一 第三号報告 令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件

第十二 第四号報告 債権放棄報告の件

（吉田副企業長説明）

第七 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○永谷副議長 ただいまより令和二年十一月定例会を開会いたします。

○永谷副議長 開議に先立ち、企業長から御挨拶があります。

○永谷副議長 永藤英機企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 大阪広域水道企業団企業長の永藤です。

本日は、令和二年第三回企業団議会十一月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の定例会への提出議案は、条例案一件、剰余金処分に係る議決案件二件、令和元年度の決算に関する報告三件、債権放棄に関する報告一件でございます。

御審議をよろしくお願い申し上げます。

現在、企業団では、来年四月に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町の四つの市町と水道事業の統合を予定しています。

また、今年度から新たに、水道事業統合促進基金を活用して、希望する団体の皆様と統合を視野に入れた施設の統廃合の検討の取組を進めておりまして、今後、府域一水道に向けての行動をさらに加速させてまいります。

議員の皆様におかれましては、より一層、御理解、御協力をお願いいたしまして御挨拶いたします。本日、どうぞよろしくお願いをいたします。

○永谷副議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○永谷副議長 本日の会議を開きます。

○永谷副議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、島弘一議員及び奥野学議員を指名いたします。

○永谷副議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○永谷副議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○永谷副議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○永谷副議長 まず、議員辞職許可の報告の件であります。

中谷清豪議員から辞職願の提出があり、令和二年十月十二日付で、また、菱田英継議員から辞職願の提出があり、同年十一月十日付で、いずれも地方自治法第百二十六条ただし書の規定により、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

○永谷副議長 次に、当選議員報告の件であります。

令和二年十月一日付で神田隆生議員が、令和二年十一月一日付で畑中讓議員がそれぞれ当選されましたので、御報告いたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。神田隆生議員でございます。

○神田議員 箕面市の神田隆生です。よろしくお願います。

○永谷副議長 畑中讓議員でございます。

○畑中議員 畑中です。よろしくお願います。

○永谷副議長 以上で御紹介は終わりました。

○永谷副議長 監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○永谷副議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○永谷副議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○永谷副議長 日程第五、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○永谷副議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

議長に畑中讓議員を指名いたします。

お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○永谷副議長 御異議なしと認めます。よって、畑中讓議員が議長に当選されました。

ただいまより、畑中讓議員の議長就任の御挨拶があ

ります。

○永谷副議長 畑中議員。

(畑中議員登壇)

○畑中議員 議長就任に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

このたび、議員各位の御推挙を賜り、大阪広域水道企業団議会議長に就任をさせていただきました畑中議員でございます。

もとより微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営を行い、府域の水道事業の発展に努める所存でございます。

議員の皆様方並びに永藤企業長をはじめとする理事者におかれましては、格段の御協力、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○永谷副議長 議長就任の挨拶が終わりました。

畑中議長、議長席にお着き願います。

○畑中議長 議事を続行いたします。

日程第六、議案第一号から第三号並びに報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件外六件を一括議題といたします。議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして副企業長の説明を求めます。

○畑中議長 吉田景司副企業長。

(吉田景司副企業長登壇)

○吉田副企業長 本議会に提案いたしました第一号議案から第三号議案及び第一号報告から第四号報告につきまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめぐりいただき、一ページを御覧ください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件でございます。

第二十条は、料金について、第一号の基本料金を一立方メートルにつき三十二円四十銭から三十一円三十銭に、第二号の超過料金を八十五円六十銭から八十円二十銭に、第三号の使用料金を十円四十銭から八円八十銭に改めるものでございます。

第二十三条は、基本使用水量の減量または工業用水道の使用の廃止等に係る負担金について、これまで同条例施行規程に委任していた負担金の算出方法をより明確化するため条例化するとともに、減量に係る新たな負担金に関する規定を設けるものでございます。

二ページにかけての第一項は、減量または廃止等の際、使用者は負担金を納付しなければならない旨の規定で、今回の改正は文言の整理でございます。

第二項は、減量に係る負担金の算出方法に係る規定でございます。第一号は、これまで同条例施行規程で定めていた従来の負担金について条例化するもので、第二号は、新たに創設する負担金について、その額を基本料金のうち減量する水量分に相当する金額の五分と定めるものでございます。

第三項は、廃止等に係る負担金の算出方法に係る規定で、第一号と同様に、今回、条例化するものでございます。

第二十六条は、保証金について、一立方メートルにつき四十二円八十銭から四十円十銭に改めるものでございます。

なお、施行日は、令和三年一月一日を予定してございます。

四ページをお開きください。

第二号議案は、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分件でございます。

上段は水道用水供給事業に係る剰余金処分計算書でございます。未処分利益剰余金百十五億二千六百三十二万二千円のうち九十八億二千六百三十二万二千円

について、十七億九千八百八十万五千円を減債積立金に、一億五千二百六十八万九千円を水道事業統合促進積立金に、十七億円を令和元年度特別利益積立金に積み立て、六十一億八千八百九十二万九千円を資本金に組み入れることについて、また、下段は市町村域水道事業に係る剰余金処分計算書でございます。未処分利益剰余金五十億九千九百七十七万七千円のうち四十九億三千三百九十一万七千円について、十四億四千二百一十一万五千円を減債積立金に、一千三十三万一千円を利益積立金に、五億八千六百八十万二千円を建設改良積立金に積み立て、二十八億九千四百八十六万八千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条の規定により、議決を求めるとでございます。

五ページを御覧ください。

第三号議案は、令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分件でございます。

工業用水道事業に係る剰余金処分計算書に記載の未処分利益剰余金六十一億七百二十七万五千円について、十六億七千二百十五万円を減債積立金に積み立て、四十四億三千五百一十二万五千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条の規定により、議決を求めるとでございます。

六ページをお開きください。

第一号報告、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件及び七ページの第二号報告、令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件につきまして、併せて御説明を申し上げます。

申し訳ございませんけれども、別冊の令和元年度水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書のほう

を御覧ください。

まず、水道事業会計の水道用水供給事業につきまして御説明を申し上げます。

決算書の五ページをお開きください。

事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二市町村に対して年間約五億八千九百六十二立方メートルの水道用水を供給し、単年度で五十三億四千四百四十九万三千円の利益が生じました。また、村野浄水場における階層系オゾン設備更新工事や千里浄水池更新工事のほか、送水管工事等を行いました。

恐れ入ります。二十二ページ及び二十三ページをお開きください。

水道用水供給事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入でございますが、水道用水供給事業収益は、予算額四百二十八億一千二百三十九万九千円に対し、決算額は四百二十七億三千万九千円でございます。

次に、支出でございますが、水道用水供給事業費用は、予算額三百九十億五千八百九十七万六千円に対し、決算額は三百六十三億七千四百一十千円でございます。

次の二十四ページ及び二十五ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、水道用水供給事業資本的収入は、予算額六十億九千五百九十九千円に対し、決算額は五十九億二千二百五十七万九千円でございます。主な内容は、企業債、国庫補助金等及び建設受託工事収入などでございます。

次に、水道用水供給事業資本的支出でございますけれども、予算額二百六十二億七千八百九十九万四千円に対し、決算額は二百四十二億七千二百四十六万四千円でございます。主な内容でございますが、改良事業及

び水源開発事業に係る負担金などに要した建設改良費、企業債償還金などでございます。

飛びますけれども、六十五ページをお開きください。続きまして、市町村域水道事業につきまして御説明を申し上げます。

全事業において単年度黒字を計上し、市町村域水道事業全体では四億九千三百二十四万四千円の利益が生じました。

恐れ入ります。八十六ページ及び八十七ページをお開きください。

市町村域水道事業の決算報告書でございます。

市町村域水道事業全体の収益的収入及び支出のうち、収入でございますが、水道事業収益は、予算額六十六億二千八百七十五万六千円に対し、決算額は六十五億六千九百八十三万三千円でございます。

次に、支出でございますが、水道事業費用は、予算額六十六億三千四百八十六万六千円に対し、決算額は六十億七百三十九万五千円でございます。

続きまして、八十八ページ及び八十九ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、水道事業資本的収入は、予算額七億三千二百六十六万円に対し、決算額は六億九千万円でございます。主な内容でございますけれども、企業債出資金及び国庫補助金等でございます。

次に、水道事業資本的支出は、予算額二十五億三千二百八十万円に対しまして、決算額は二十一億一千八百八十二万一千円でございます。主な内容は、建設改良費及び企業債償還金などでございます。

水道事業会計の決算説明につきましては以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計について御説明を申し上げます。

三百九ページをお開きください。

工業用水道事業報告書でございます。

事業の概況といたしましては、令和元年度は、延べ四百二十八事業所に対して年間約一億七千九百九十七万二千立方メートルの工業用水を供給し、単年度で十六億七千二百十五万円の利益が生じました。また、主な事業といたしましては、配水施設の整備を中心に実施したところでございます。

飛びますけれども、三百二十二ページ及び三百二十三ページをお開きください。

工業用水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入でございますが、工業用水道事業収益は、予算額八十六億五千六百六十五万五千円に対し、決算額は八十三億四千八百二十万一千円でございます。

次に、支出でございますが、工業用水道事業費用は、予算額七十四億三千六百八十一万七千円に対し、決算額は六十三億八千二百二十二万六千円でございます。

恐れ入ります。三百二十四ページ及び三百二十五ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、工業用水道事業資本的収入は、予算額三億一千九百七十七万二千円に対し、決算額は二億六千八百六十六万二千円でございます。主な内容は、工事負担金及び国庫補助金等でございます。

次に、工業用水道事業資本的支出は、予算額七十二億九百四十六万二千円に対し、決算額は四十九億九千六十九万円でございます。主な内容は、増補改良事業に要した建設改良費及び企業債償還金でございます。

工業用水道事業会計の決算説明につきましては以上でございます。

続きまして、提出議案の資料のほうに戻っていただいて、八ページをお開きください。

第三号報告は、令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。

水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額はございません。

なお、令和元年度決算に対する監査委員意見書及び令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は別冊としておりますので、よろしくお願い申し上げます。九ページを御覧ください。

第四号報告でございますけれども、債権放棄報告の件でございます。

本議案は、債権の管理に関する条例の規定により、令和元年度中に放棄した債権につきまして報告するものでございます。

その内容につきましては、未収となっております水道料金及びメーター使用料、計三百三十件、七十五万二千八百八十円につきまして、条例第十四条第一項第一号、第二号または第五号の規定により、その債権を放棄したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○畑中議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○畑中議長 この際、日程第六、議案第一号から第三号並びに報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件外六件及び日程第七、一般質問を一括議題といたします。

○畑中議長 これより、日程第六の諸議案に対する質疑及び日程第七の一般質問を行います。

通告がありますので、順次指名いたします。

○畑中議長 まず、一問一答方式により、小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 お疲れさまです。堺市選出の小堀清次です。

どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、一般質問として、水道用水供給事業の管路の耐震化についてお尋ねをいたします。

大阪広域水道企業団の水道用水供給事業は、府内四十二市町村に水道水を供給しており、地震などにより水道管が破損して断水をするようなことがあれば、私の所属しております堺市のように、一〇〇%受水の市町は市民への水道水の供給ができなくなることから、管路の耐震化は喫緊の課題であると考えております。

ここでまず、大阪広域水道企業団の管路の耐震化率ほどのようになっておるのか、お示しをいただきたい。あわせて、淀川以南の給水拠点である泉北浄水池へ水道水を送水している管路の耐震化の状況についても併せてお示しいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○畑中議長 堤工務課長。

(堤重徳事業管理部工務課長登壇)

○堤事業管理部工務課長 当企業団の令和元年度末における管路の耐震化率は、シールド工法により布設した管路を含めて約四七%です。

また、泉北浄水池への管路の耐震化については、藤井寺ポンプ場から泉北浄水池の区間において、平成十七年度からバイパス送水管の整備に取り組み、令和元年度に完成したところで、この区間の管路の耐震性を確保したところです。

その上流に当たる村野浄水場から藤井寺ポンプ場までの区間については、全てが耐震化されているわけではありませんが、三本の主要管路で送水しており、被害を受けた場合には、連絡管で相互に融通することが可能となっております。

○畑中議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ただいま御答弁で、耐震化率は四七%というところでお示しをいただいたところでございます。率直に申し上げて、堺市の水道管路の耐震化率と比較をすると、どないなつとんねやというふうに思うところがございます。

ただいまお示しいただいた藤井寺ポンプ場から泉北浄水池の区間においては、既に十四年の歳月をかけ、令和元年度に区間の管路の耐震性を確保したとのことでございますけれども、村野浄水場から藤井寺ポンプ場までの区間においては、三本の主要管路で送水しており、被害を受けた場合には連絡管で相互に融通とのことでございます。

しかしながら、これら三本の主要管路においても、そう離れておるといふふうには思えませんし、大きな地震等で一本が被害を受けた場合あるいは二本が被害を受けた場合、あとの一本が無傷でおれるのかなというところについては非常に疑問が残るところでございます。

そこで、お尋ねいたしますが、藤井寺ポンプ場から泉北浄水池までは耐震化をされ、そのほかの区間では全てが耐震化されているわけではないということですが、大阪南部地域、私どもの堺市をはじめとする南部地域への給水を確かなものとするため、最低一つのルートは耐震化すべきではないかと考えますが、今後の管路の耐震化計画はどのようになっておるのか、お聞かせください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

企業団では、昨年度策定いたしました経営戦略にお

きまして、管路の老朽度、耐震性及び重要度などを考慮し、大阪北部地震で被害のあった第四次拡張事業及び第五次拡張事業で整備した管路の更新を本格的に進めることとしており、この中で優先順位の高い村野浄水場から藤井寺ポンプ場までの区間約二十七キロメートルの管路の更新に着手し、耐震化を図ることとしております。

大口径の管路の更新、耐震化には長い期間と費用を要することから、計画的に事業を進めてまいります。

○畑中議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ただいま御答弁で、大阪北部地震で被害のあった四抔、五抔の管路の更新を本格的に進めるとのことと言及いただきました。

前回、私が堺市より企業団議会議員に選出されておりました年が、この北部地震の被害のあった年でありまして、当時、つぶさに被害状況について御報告をいただいたことも記憶しておるところでございます。そういった中で、この優先順位の高いということで、村野浄水場から藤井寺ポンプ場までの区間約二十七キロの管路の更新に着手し、耐震化を図るということについては、ただいまお示しいただいたところでございます。

今年十月、我々大阪広域水道企業団議員は、庭窪浄水場を視察させていただきました。確かに、浄水場は耐震化が既になされておるとの御説明でしたけれども、我々、蛇口まで耐震化が図られなければ、直接市民の皆様には水道水をきちつとお届けすることができないというのには御案内のとおりでございます。

御答弁にあった長い期間と費用とはどのようなふうにおられるのか、その部分についてお示しいただきたい。あわせて、完成予定年限についてもお示しいただきたい

いと思いません。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

本事業は、大口径管路の更新事業であり、事業延長も長いことから、シールド工事に必要な立坑用地の確保や管路のルートにある道路、河川、鉄道などの施設管理者との協議など、関係者との協議が多岐にわたり、工事そのものにも長期間を要することから、完成には二十五年程度かかると見込んでおります。また、費用でございますけれども、約七百三十億円を見込んでおります。

○畑中議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ただいま詳細にお示しをいただきました。完成までには二十五年程度かかり、費用は約七百三十億円とのことでございます。大変気の遠くなるような話を聞かせていただいたなというふうに思いますし、あたかも地下鉄の延伸の話聞いているがごとくでございます。

率直に申し上げて、完成が二〇四五年というのは、あまりにも遅過ぎると考えます。もっと集中的に本事業に投資をし、早期の完成を目指すべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 企業団といたしましては、浄水場の整備など、他の事業を含めた事業費の平準化なども考慮いたしまして、長期的な経営

の安定を図りつつ事業を進める必要があることから、完成までに二十五年程度を見込んでおられるところでございます。

○畑中議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ただいま、事業費の平準化なども考慮し、長期的な経営の安定を図りつつ事業を進めることから、二十五年程度は致し方ないというふうにお話を承ったというふうに思うところでございます。

しかしながら、やはり我々、浄水の供給を受けておる者とするならば、この二十五年というのは、あまりにも長過ぎるということはこの場で強く申し上げたいというふうに思います。

管路だけでなく浄水場の整備など、他の必要な事業を実施しつつ、経営にも配慮、すなわち水道料金の負担を極力軽減しながら進めているということについては理解をしておりますが、管路の耐震化は最重要な施策であり、できる限り早期の完成を目指すよう強く求めたいと思います。いま一度、御答弁を求めます。

あわせて、管路の耐震化には長い期間を要することですが、その間、管路が被害を受けた場合の減断水のリスクを軽減するため、どのような方策をお考えかも併せてお示しください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 企業団といたしましては、管路の耐震化は大変重要と認識しております。可能な限り早期に事業を完成できるように努めてまいります。

また、管路被害による減断水リスクの軽減策につき

ましては、先ほどお答えしましたとおり、三本の主要管路を連絡管で接続しており、被害を受けた場合には相互に融通するほか、藤井寺ポンプ場から泉北浄水池の区間におけるバイパス送水管は、耐震性だけでなく、非常時に備えた貯水機能も有しており、地震等で送水が停止しても応急給水に活用できるようになってございます。

企業団といたしましては、これらの対応を併せ実施することにより、管路に被害が発生した場合でも、府民の皆様への影響を最小限にするよう努めてまいります。

○畑中議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ただいま御答弁で、管路の耐震化は大変重要と御認識をいただいているということについて確認ができました。あわせて、可能な限り早期に事業を完成ということについてもお約束をいただいたところでございます。

大変長い延長であること、またシールド立坑用地の確保や管路のルートにある道路、河川、鉄道などの施設管理者等の協議、関係者の協議が多岐にもわたるとのお示しでありましたけれども、この点については、当然ながら構成団体であるこれらの管路の立地している地元市町村にも十分に御協力を仰いでいただきながら、当然我々の飲む水に直接影響することですから、十分に連携、そして協力の下で、こうした事務的な協議などが一刻も早く完了し、早期にまずは着工していただくことを強くお願いを申し上げておきたいというように思います。

あわせて、ただいま御答弁で、このバイパス送水管については貯水機能も有しておることでございます。すけれども、重ねて申し上げますが、三本のうち二本

が地震等で損傷を受けた場合、一本が無事だという保障はありませんので、二十五年というところを二十年なのか十五年なのか分かりませんが、可能な限り耐震化を図っていただきますことを強くこの場で御要望申し上げます、私の一般質問といたします。ありがとうございます。

○畑中議長 小堀清次議員の質問が終わりました。

○畑中議長 次に、一問一答方式により、島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 質問者席のほうから質問させていただきます。よろしく願いいたします。四條畷市議会の島弘一です。

私は、このたび、府域一水道に向けた府内の水道事業の統合についてお伺いをするということと、企業団内の組織の内容についてお聞きをすることにしております。

それで、一つ目ですが、府域一水道がこのたびの都構想の結果によって大きく変わるのか、今後どのように進んでいくのかということについてお伺いをしたいというふうに思っています。

もう一点は、企業団の中で、今、統合がどんどん進んでいくわけですが、本体の組織の中に末端給水部門というのがないです。工業用水と用水供給部門があるわけですが、それが入っていませんので、それを入れていただきたいということをこの質問の中で申し上げたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

○畑中議長 島議員、二点されたんで、一点ずつの回答とさせていただきます。よろしいですか。

○島議員 はい。

○畑中議長 これより答弁を求めます。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 お答えいたします。府域一水道を目指すことにつきましての質問だと思いますので、その点についてお答えさせていただきます。

府内の全市町村共通の認識が府域一水道ということになってございます。しかし、各市町村によっては、水道施設の老朽度や経営状況、自己水源の保有状況など、それぞれ事情が異なりますことから、広域化の緊急性については違いがあるということは事実でございます。その上で、企業団との統合に当たりまして、協議の調った市町村から順次統合を行っていくということが今の企業団の統合の進め方でございます。

それと、もう一点、都構想という話があったかと思うんですけども、企業団としましては、大阪都構想の住民投票の結果いかんにかかわらず、これまでどおり府域一水道に向けた取組を推進していくことには変わりございません。

具体的には、大阪府が設置いたしました大阪市を含む府内全ての水道事業体で構成いたします府域一水道に向けた水道のあり方協議会に引き続き参画いたしまして、大規模団体とも連携の上、府域水道の事業の全体の最適の観点から積極的に検討を行ってまいりたいと考えております。

とりわけ、企業団と既に統合した団体を含めた隣接団体間での施設の最適配置の位置づけによるエリアとしての統合効果の有無についての検討も積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畑中議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 私のほうからは、議員御確

認のございました末端給水事業に関わる組織につきましてお答えを申し上げます。

現在、企業団では、水道用水供給事業、市町村域水道事業、工業用水道事業につきまして、事業ごとに区分をせず、総務、経営、技術管理、工務といった業務内容に応じまして本部の担当課が所管する組織体制といたしております。そのため、いわゆる末端給水事業を専門に担当する部門を設置しておらず、各水道センターが必要に応じて本部の担当課に協議、調整を行いながら業務を実施しているところでございます。

一方で、議員のほうからお尋ねございました、そういった部門もできないのかということでございます。現在、申し上げました組織体制で業務を進めております中、確かに複数の関係課が存在している事案では、担当課が分かりにくいでありますとか、センターごとに異なる制度、システム等に精通している職員がいなといった課題も生じていることもございます。

今後とも、市町村の水道事業の統合を進めてまいります中で、隣接する水道センターとの連携や業務の一元化などによる事業の効率化も図りながら、末端給水事業を専門に担当する部門の設置ということも含めた組織体制のあり方につきまして検討をしてみたいと存じます。

以上でございます。

○畑中議長 島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 すみません、質問がちよっと前後しますけれども、企業団では府域一水道の実現に向けて、五月雨式でございますけれども、府内の水道事業との統合を進めておられるというように思っております。

私は、これまでから、より統合効果を発現させるといふ観点で、現実的には難しいかもしれませんが

も、あらかじめ一定のエリア間で水平統合を行いまして、企業団との垂直統合をその後に行っていくということが望ましいと考えているところでございます。

そこです、現在、企業団が進めておられる統合の進め方、その経過と認識について伺いをいたします。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 お答えいたします。

すみません、先ほどちよっと答弁がかぶるかもしれませんが、府内全市町村の共通の認識でございます。しかしながら、先ほどと同様ですけれども、各市町村におきましての水道施設の老朽度や経営状況、自己水源の保有状況など、それぞれ事情が異なりますから、広域化の緊急性については違いがあるということは事実です。

その上で、企業団との統合に当たりましては、協議の調った市町村から順次統合を行っていくということが首長会議でも決定されているところでございます。

以上でございます。

○畑中議長 島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 首長会議で方向性に沿って統合が促進されているということは分かったわけですが、改めて、府域一水道に向けて、企業団がこれまで取り組んでこられていました内容について伺いたいします。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 お答えいたします。

企業団設立以降、平成二十四年三月に大阪府が策定いたしました大阪府水道整備基本構想、いわゆるおさかさ水道ビジョンに掲載されています広域化のロードマップに従い、取組を進めており、まずは事務の共同

処理等の管理の一体化など、連携しやすい分野から取組を進めてきたところでございます。

現在は、これらに加えまして、広域化のステップを進展させました経営の一体化、事業統合に軸足を置きまして、九団体との水道事業を継承するとともに、令和三年度の統合に向け、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町の四団体との検討協議を行っているところでございます。

なお、平成三十年七月に企業団との水道事業の統合に関する基本協定を締結いたしました能勢町とは、令和六年度の統合を予定しているところでございます。

以上でございます。

○畑中議長 島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 四団体との統合が実現すれば、令和六年度の能勢町を含めて、府内の約三分の一の水道事業を企業団が運営することになるわけですが、政令市でありますとか中核市である大規模団体との統合が思うように進んでいないのではないかと感じております。府域一水道を目指す上で、これら大規模団体との統合の促進は非常に重要であると考えておりますが、企業団としてはどのように進めていくつもりなのか、伺いたいします。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 大規模団体につきましては、企業団との統合のインセンティブの一つである大阪府補助金の一部交付対象外となることなど、統合に対するメリットが見出しにくいという状況にございます。そのため、企業団としましては、あらゆる機会を捉えまして、国や大阪府に対しまして、給水人口などの交付要件の緩和や拡充について要望を行っている

ところでございます。

また、平成二十九年度に創設いたしました水道事業統合促進基金、これを活用しまして、規模の大小にかかわらず、希望いただいた団体と統合を視野に入れた施設の最適配置であるとか経営シミュレーションを策定する最適配置案等策定支援事業を実施しております、まずはこの中でしっかりと検討させていただき、さらなる統合が促進されるよう尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畑中議長 島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 水道事業統合促進基金を活用して、規模の大小にかかわらず統合を促進していくということでありました。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

ただ、府内の水道事業体を見回しますと、独自で水源を持ち、大半は自己水源で賄えている事業体もありますし、水道事業は独立採算であることから水道料金で十分な利益を上げている事業体もあります。これらの団体は、直ちに統合する必要がないものと考えております。

しかし、私は、このような中にあっても、統合を促進していくためには、統合している団体との受水費の差別化を図ることが重要であると考えていますが、企業団のお考えをお伺いいたします。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、議員お示しのとおり、各市町村によって、水道施設の老朽度や経営状況、自己水源の保有状況等、それぞれ事情が異なり

ますことから、広域化の緊急性については違いがあるというの事実でございます。

なお、統合を促進させるための施策として受水費の差別化を図るべきとの御指摘ではございますけれども、需要者相互間の負担の公平性を求めた水道法の趣旨であるとか、企業団設立趣意書で、水道用水供給事業は四十二市町村共有の水源としての役割を果たし、統一料金により事業を行ってきたという背景を踏まえまして、府の事業を引き継ぐ企業団においても、構成団体への水道用水供給料金につきましては、統一料金にて運営するものとするという旨が構成団体の共通認識とされているところでございます。

以上でございます。

○畑中議長 島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 用水供給料金の差別化を行うのは難しいという答弁でございましたが、私としては、ぜひとも実現していただきたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いしたいということで、強く要望いたしておきます。

需要者の負担の公平性は、府域一水道になって統合団体の末端水道料金を統一することであると思っております。前向きな検討をお願いしまして、次の質問に移ってまいります。

先日行われました、いわゆる大阪都構想の住民投票が反対多数となったものの、私はこれによって府域一水道に向けた動きが鈍化してはならないと考えています。そもそも、水道問題が話の発端となったというように思っています。

この結果を踏まえて、企業団として府域一水道をどのように実現されていくのか、改めてそのお考えをお聞きしたいと思います。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 お答えいたします。

企業団としましては、大阪都構想の住民投票の結果いかにかわからず、これまでどおり府域一水道に向けた取組を推進していくことに全く変わりはありません。

具体的には、大阪府が設置いたしました大阪市を含む府内全ての水道事業体で構成します府域一水道に向けた水道のあり方協議会に引き続き参画いたしまして、大規模団体とも連携の上、府域水道事業の全体最適の観点から積極的に検討を行ってまいります。

また、先ほど答弁させていただきました最適配置案等の策定支援事業を着実に実施しまして、より多くの団体との統合が促進されるよう努めてまいります。とりわけ、企業団と既に統合した団体を含めた隣接団体間の施設の最適配置の実現によるエリアとしての統合効果の有無についての検討も十分積極的に進めてまいります。

以上でございます。

○畑中議長 島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 用水供給料金の差別化を行うのは非常に難しいという答弁でございましたけれども、私としては、ぜひ実現していただきたいと考えております。

企業団として、一水道に向けた取組を引き続いて進めていくとお聞きして安心いたしました。少しでも早く、より効果的な統合が促進されて、府域一水道に向けた動きが加速するように引き続き尽力いただきますことをお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

冒頭でちょっと申し上げましたけれども、企業団の

事業分けについてでございます。

企業団は、来年度、十三市町村の水道事業を実施することになる一方で、十三の水道事業では、日々の業務内容や使用している部材の仕様など、技術的な部分についても異なっております。今後、これらの統一を検討していく必要があると考えております。

また、企業団が従来実施してきました水道用水供給事業と末端給水事業、市町村域水道事業では、技術管理に対する考え方も異なっております。

そこで、私は末端給水事業を専門に担当する部門が必要であると強く考えておりますが、なぜないのか、お伺いいたします。

○畑中議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 なぜ、末端給水部門がないのかというお尋ねでございます。

重ねての内容になりますが、現在、企業団におきましては、水道用水供給事業、市町村域水道事業、工業用水道事業、それぞれ事業ごとに区分せず、総務、経営、技術管理、工務といったそれぞれの領域に応じた形で本部の担当課が各事業に対応する、所管するという組織体制とされているところでございます。

こうした中、市町村域水道事業におきましても専門の部門を設置しておらず、各水道センターが業務の内容、必要性に応じて本部の担当課に協議、調整を行いながら業務を実施しているところでございます。

○畑中議長 島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 現在、組織体制の考え方としては一定理解できるんですが、今後、ますます統合市町が増えて過半数を超えてくるような規模になってくると、これではもう限界を来してくると危惧しております。そのた

めにも、末端給水事業を専門に所管する部門の設置が必要であると申し上げております。

この点について、改めて企業団の所見についてお伺いをいたします。

○畑中議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 末端給水部門を専門に所管する部門の設置の必要性についての考え方ということでございます。

現在の組織体制で業務を進めていく中では、繰り返しになりますが、複数の関係課が存在する事案では、担当者が分かりにくいとか、センターごとに異なる制度、システム等に精通する職員がいないと、議員御指摘のございました内容等に関わるような課題も出てきていることも事実でございます。

こういった課題への対応、解消ということはもとより、今後とも市町村の水道事業の統合を進めてまいります中で、隣接する水道センターとの連携や業務の一元化等による事業の効率化ということにも取り組んでまいりながら、末端給水事業を専門に担当する部門の設置、こういったことも含めた組織体制のあり方、事業の実施の方法につきまして検討してまいりたいと、このように考えております。

○畑中議長 島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 企業団といたしましても、必要性については認識をされているというように受け止めました。

末端給水と用水供給とは異なります。各水道センターが確実に給水業務を実施できるように、末端給水のことをしっかりと理解し支える組織体制を検討され、速やかに実施されることを求めて、私からの質問を終わります。

○畑中議長 島弘一議員の質問が終わりました。

○畑中議長 次に、一括質問方式により、福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 門真市選出の福田英彦でございます。

私のほうからは、二つの案件について、質疑のみでありますので一括で質疑をさせていただきます。

まず、第一号議案、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部改正の件であります。

まず一点目について、条例改正案の策定に至る経過についてお伺いをいたします。

今回の条例改正は、受水事業所の要望を受けて、平成二十八年に実施した料金改定以来となります。

前回の料金改定は、基本料金単価と超過料金単価の引下げ、使用料金単価の引上げにより、実給水率が低いほど値下げ率が高くなるように改定が行われました。しかしながら、実給水率が一〇%未満の受水事業所は、上水道料金単価よりも工業用水道料金単価のほうが高くなるというところもあることから、今回は新たな減量制度の創設と料金の引下げを併せて行うものとなっております。

受水事業所の要望を受け、制度設計も含め様々な協議、受水事業所との一定の合意形成を図る中で進められてきたと考えますが、条例改正案の策定に至るこれまでの経過について、まず答弁を求めます。

次に、料金改定後の受水事業所への影響についてです。

今回の条例改正がもし実施されるとすれば、受水事業所に様々な影響があると考えます。料金負担の軽減や負担増など、どのような影響があるのか、答弁を求めます。

次に、経営・事業等評価委員会での意見と今後の考えについてです。

今回の条例改正の提案については、九月三十日に開かれた経営・事業等評価委員会での議論を踏まえた意見書を踏まえたものになっているとのことですが、この委員会において出された意見の概要と回答、提案等に対する今後の考えについて答弁を求めます。

次に、第一号報告についての質疑です。  
令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件です。

大阪広域水道企業団において、技術職員の確保及び技術力の向上は、安全・安心の水を安定的に供給するために非常に重要となっています。また、この間、水道事業の統合が進められ、令和三年四月の事業統合に向け協議が進められている藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町、令和六年度に統合が決まっている能勢町を含めると、統合団体は十四団体、企業団を構成する四十二市町村の三分の一を占めることとなり、それにふさわしい体制の確立が必要だと考えます。

しかし、決算書の職員に関する事項において、技術職員は前年度に比べ三人減少しています。企業団発足時から技術職員は減少傾向にあり、技術力の低下等による様々な問題が危惧されます。

そこでまず、技術職員数の推移についてです。

この推移について、職種別に、企業団発足時と比べ、どのようなになっているのか、職員総数に対する技術職員の割合についても併せて答弁を求めます。

次に、技術力、委託等に対するチェック体制が弱まるとの危惧に対する具体的な考えと対応についてです。

技術職員の減少で、技術力や委託等に対するチェック体制が弱まることが危惧されます。現在、あらゆる業務の委託等が進められていますが、技術力やチェック体制が弱まることで、管路や設備等の更新工事については、不必要な工事が行われたり、また必要な工事

が行われなかったり、委託料も含め、気がつけば高いものになっていたりすることが容易に予測されます。このような危惧に対する考えと、具体的な対応について答弁を求めます。

次に、技術職員の減少は水道事業統合に逆行するとの認識の有無と各団体との協議状況についてです。

現在、進められている水道事業の統合については、各団体における技術力の維持が課題となっているところが多くはないのではと考えます。だとすれば、技術職員の減少は水道事業統合の推進に逆行するのではないかと考えます。この点での認識の有無と各団体との協議の状況について答弁を求めます。

○畑中議長 これより答弁を求めます。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

まず、条例改正案の策定に至る経過についてでございますが、今回の工業用水道事業の料金改定及び減量制度の検討に当たりましては、これまで以上に受水事業所との双方方向のコミュニケーションに努めたところでございます。具体的には、令和二年七月上旬に全受水事業所を対象に説明会を行い、その後、受水事業所の意見を基に修正した内容について、再度、九月上旬に説明を行いました。

制度の検討におきましては、分割減量や減量枠の優先配分など、いただいた意見も反映した上で制度設計を行い、その内容について説明を行ってきたことから、受水事業所の皆様には一定の御理解をいただいたと認識しております。

次に、料金等改定後の受水事業所への影響について

でございますが、減量を希望する受水事業所においては、新たに創設する特別減量負担金など減量に係る負担金の一時的な負担はございますが、減量することで将来にわたり基本料金の支払いが減少するため、総負担額は軽減されます。また、料金改定によりまして、全ての受水事業所の負担軽減が図られることとなります。

このように、今回の制度改正は、全ての受水事業所の経営に寄与するものと考えていますが、工業用水道事業の経営の観点からは、減量に伴い、恒常的に基本料金収入が減少するため、今後の影響は避けられないと考えており、受水事業所の将来的な負担増の可能性につきましては、受水事業所への説明時にお伝えをしてきたところでございます。

次に、当企業団の審議会であります経営・事業等評価委員会での意見と今後の考えについてでございますけれども、令和二年九月三十日に経営・事業等評価委員会におきまして審議され、本案は適切であると判断する、しかしながら基本料金収入で賄う固定費の削減につながる経営改革に取り組みまされたいとの意見具申を十月五日付で頂いたところでございます。

企業団といたしましても、経営・事業等評価委員会からの意見を踏まえ、令和五年度に予定しております経営戦略の見直しに向けまして、さらなるコスト削減に努めるなど、経営改革を進めてまいります。

以上でございます。

○畑中議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 私から、お尋ねの技術職員数の推移及び技術職員の減少に係る認識等につきましてお答えをいたします。

まず、技術職員数の推移でございますが、企業団発

足時、水道用水供給事業で計上する技術職員数は二百九十九名でした。令和元年度決算では二百八十二名です。御質問にありましたように、令和元年度の水道用水供給事業に係る職員数については、前年度と比較しますと三名減少しております。

水道用水供給事業における職種別の職員数について、企業団発足時と現状を比較いたしますと、土木職は百六名から九十九名に、設備職は百六十四名から百四十二名にそれぞれ減少、水質職については二十八名から四十名に増加しております。なお、建築職は増減なく、一名でございます。

また、職員総数に対する技術職員の割合は、企業団発足時は八二・六％、令和元年度決算では八一・〇％となっております。

次に、技術職員の減少に係る認識と各団体との協議の状況についてでございます。

水道事業の統合に当たりましては、各事業体とも技術職員の確保が難しく、技術継承が困難といった課題を抱えていらっしゃることも統合を推進する理由の一つとなっております。こうした中、企業団と統合する団体の事業運営体制につきましては、統合後も当面は現行体制を基本として、技術職員も含めて必要な人員を配置できるよう協議を行っております。

企業団においても、技術職員は減少しておりますが、これらは例えば庭窪浄水場の運転管理業務の包括委託など、業務処理方法の見直しなどによる減少でございます。企業団における必要な技術力は確保しているものと考えております。

以上でございます。

○畑中議長 松村危機管理課長。

(松村博幸経営管理部危機管理課長登壇)

○松村経営管理部危機管理課長 私のほうから、技術力、

委託等に対するチェック体制が弱まるとの危惧に対する具体的な考えと対応についてお答えいたします。

企業団では、水道事業者として重要なライフラインを担う責務を果たしていくため、適切な人員配置を実施するとともに、事業者として技術的かつ専門的な知識が必要なコア業務については必要な人材をしっかりと確保し、定期的な作業など安定供給の支障とならない業務については、可能な限り民間の活用を利用することで業務の効率化に努めているところでございます。一方、企業団職員の技術力の維持向上につきましては、水道事業に関する基礎的な知識や最新技術の習得、ベテラン職員による技術継承に重点を置いた人材育成に取り組んでいるところでございます。

また、企業団では、スキルアップアンケートを実施することにより、職員個人及び各職場の技術的な知識の習得状況についても把握しております。

次に、委託等のチェック体制につきましては、複数の職員が成果品をチェックすることにより、その品質を確保するとともに、発注額が一定規模以上の発注案件や国庫補助事業などは、発注前に企業団本部と協議することで、発注所属だけではなく企業団全体のチェックも併せて行うこととしております。

今後とも、これらの取組を継続することで、安全で安心な水を安定的に供給できるよう技術力の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○畑中議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 まず、第一号議案についてですけれども、今回の工業用水の料金改定に伴う条例改正については、答弁にもありましたように、受水事業所との協議を踏まえたものになっていることから了したいと思います

すが、ただ、高度成長期に産業基盤整備として、また地下水くみ上げによる地盤沈下対策として整備されてきた工業用水道が、持続可能な施設として今後も産業活動を支えていくための課題は少なくないと考えます。引き続き、受水事業者の意向を反映しつつ、持続可能な施設とするために、コスト縮減もありますが、国の補助金等の財政措置も活発活用の中で事業を進めていくことを求めていると思っております。

第一号報告についてなんですけれども、答弁していただいたんですけれども、技術力、委託等に対するチェック体制が弱まるとの危惧に対する具体的な考えと対応についてお聞きしましたが、答弁で気になる点がありますので、六点左右具体的に質問をいたします。

一点目は、適切な人員配置を実施しているとのことでしたけれども、その具体的な内容についてお答えいただきたいと思っております。

また、必要な人材を確保しているとしている技術的かつ専門的な知識が必要なコアな業務とはどのような業務なのか。

さらに、可能な限り民間の活用を利用することで業務の効率化に努めているとしている定期的な作業など、安定供給の支障とならない業務とはどのような業務なのか、御答弁いただきたいと思っております。

また、最新技術の習得はどのように行っているのか。スキルアップアンケートの内容と結果の概要についてお答えください。

最後に、委託のチェック体制の具体的内容、どのような部署がどのような内容についてチェックをしているのか、この点についてお答えいただきたいと思っております。

○畑中議長 松村危機管理課長。

(松村博幸経営管理部危機管理課長登壇)

○松村経営管理部危機管理課長 ただいま御質問のあり

ました六点につきまして、順次お答えいたします。

まず、一点目の適切な人員配置の具体的な考え方についてお答えいたします。

企業団では、安全で良質な水を安定的かつ低廉に供給し続ける責務を確実に果たすため、業務量など各所属の実情を勘案し、必要な人員配置を行っております。

次に、二点目の技術的かつ専門的な知識が必要なコア業務についてお答えいたします。

企業団では、例えば事業計画の策定や施設整備の技術的課題の検討、建設工事などの事業の進捗管理などを技術的かつ専門的な知識を必要とするコア業務としております。

次に、三点目の定期的な作業など、安定供給の支障とならない業務についてお答えいたします。

企業団では、例えば水道施設の点検業務や浄水場の運転管理業務、窓口対応や水道料金の徴収業務などを、定期的な作業など安定供給の支障とならない業務としております。

次に、四点目の最新技術の習得はどのように行っているのかについてお答えいたします。

企業団では、日本水道協会など外部の機関が主催する水道研究発表会や、新技術、新工法に関する講習会に参加するなどにより、最新技術の習得に努めております。

次に、五点目のスキルアップアンケートの内容と結果の概要についてお答えいたします。

スキルアップアンケートは、各職場において、業務の実施に必要な技術的知識の習得度について、アンケートにより自己確認を行うものです。アンケートを年度当初と年度末の年二回実施することで、技術

的な知識の習得状況について把握することとしております。

なお、アンケートの結果は、職場の研修にも活用しております。

最後に、六点目の委託のチェック体制についてお答えいたします。

まず、設計委託の監督業務につきましては、監督員、主任監督員、総括監督員の三名体制で委託の内容確認や協議、指示等を行っております。

また、設計委託のチェック体制として、各所属に技術審査を行う場を設けることとしており、経済性や施工性を踏まえた適正な工法となっているか審査を行っております。

以上でございます。

○畑中議長 福田英彦議員。

(福田英彦議員登壇)

○福田議員 ただいま答弁いただきましたけれども、今の答弁でも、残念ながら、冒頭に触れた技術職員の減少による様々な問題に対応することができているかどうか、こういう危惧を払拭されるものではありません。

安全・安心な水を安定的に供給することと併せて、災害時の対応をしっかりと行うためにも、技術職員を質量ともに充実させていくことが強く求められています。この問題については、今後も注視していくことを述べて、質問を終わりたいと思います。

○畑中議長 福田英彦議員の質問が終わりました。

○畑中議長 次に、一問一答方式により、池淵佐知子議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 吹田市選出の議員の池淵佐知子です。

まず、第一号議案、大阪広域水道企業団工業用水道

事業給水条例一部改正の件について質問いたします。

工業用水道事業においては、そもそも受水事業所との契約水量を前提に施設規模を決定、工業用水道施設を建設しており、事業運営経費を料金で回収する必要があることから、受水事業所の事業規模や事業内容などの変更により受水量が減少したからといって、直ちに契約水量を下げることはありません。

今回の契約水量の減量などについて、以下、数点質問します。

まず、平成二十八年度改定の際、平成二十五年度工業用水道・水使用実態調査の結果を考慮し、提案したとのことでした。今回、同様の調査を行ったのか、その結果はどのようであったか、お答えください。

次に、特別減量負担金を基本料金の五年間分とするとのことであるが、この基本料金とは料金改定後の単価ということでしょうか、また五年間とした根拠は何か、お答えください。

説明資料において、令和八年度の減量実施時は、令和七年度末企業債残高を基に単価を算定とありますが、現時点では算定の条件、つまり残高がどの程度ならどうするといったものを決めているのか、お答えください。

次に、七月議員全員協議会での説明において、受水事業者、経営・事業等評価委員会の意見も聞く、構成団体とも協議することとした。受水事業者、経営・事業等評価委員会については、さきの福田議員との質疑がありました。構成団体について、どのような意見、結果であったか、特に異論や反対意見は出なかったか、お答えください。

平成二十八年度料金改正前の経営・事業等評価委員会では、料金改定に伴う減収により、配水管の更新や維持管理について将来的に支障がないかとの質問に対し、施設整備マスタープラン、将来収支シミュレーシ

ヨンに見込んでいるとの答弁がありました。

このたびの条例改正、料金見直しで、単年度損益の減少は二〇二〇から二〇二九の経営戦略よりも著しく、令和九年度には単年度損益はマイナスに転じ、そのマイナス額、つまり損益は増加していきます。これは、収益の減に対して費用の維持管理費、減価償却費等が当初計画、つまり経営戦略二〇二〇―二〇二九のおおりに計上されていることにも起因すると考えられます。

施設のダウンサイジング、アセットマネジメント案それから費用の削減についての現時点での見直し、試算はしているのか、お答えください。

それから、今回の改定をしても施設更新・維持管理に支障はないと言えるのか、今後も工業用水の値上げなく安定供給は保障されるのか、また水道用水供給事業及び水道事業への影響は全くないのかについてお答えください。

以上で一回目の質問終わります。

○畑中議長 これより答弁を求めます。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

工業用水道・水使用実態調査につきましては、工業用水の受水事業所に対しましてアンケート調査を実施し、その使用実態と経年的な変動、将来的な需要を把握するものであり、五年ごとに実施をしております。

平成三十年度の調査で減量を希望するか聞いたところ、二百四十二事業所から回答があり、約三三%の八十一事業所が希望をしました。また、優先する負担軽減策について、減量か料金値下げのどちらを希望するかについて聞いたところ、約七九%の百九十事業所が

料金値下げを希望し、約一八%の四十四事業所が減量を希望したところであります。これらの調査結果も参考に、制度の検討を進めてきたところでございます。

次に、今回、新たに創設する特別減量負担金を算定する際の基本料金についてですが、本条例改正案を御議決いただければ、令和三年一月一日より料金改定が実施されることから、御質問のとおり、料金改定後の単価でございます。

特別減量負担金の算定年数についてですが、年数を短くすれば、減量に伴う基本料金収入の減少による経営への影響が大きくなる一方、長くすれば、減量を実施する受水事業所の負担が増加することとなるため、これらを総合的に勘案して五年間としたところでございます。

御指摘の現行の減量負担金についてでございますが、これまでも工業用水道事業給水条例施行規程にその算定方法が規定されていたところでございます。今回、特別減量負担金の創設に合わせまして、改正条例第二十三条第二項第一号として条理化するものでございまして、令和八年度の減量実施時においても本規定により算定されるため、令和七年度末企業債残高を基に単価を算定いたします。

次に、構成団体の意見についてでございますが、今回の制度改正については、構成団体で組織される企業団運営協議会で審議を重ね、収支見込みにおいて、令和九年度以降に単年度赤字が続くことから、今後、経営が厳しくなるのであれば、工業用水道事業のあり方、将来像を考えていかなければならないとの御意見があったところでございます。

次に、今後の経営についてでございますが、今回の料金改定等における収支見込みでは、令和二年三月に策定をいたしました経営戦略に基づいて事業費を計上して

おります。経営戦略では、水需要に合わせてダウンサイジングを図りつつ施設を更新していくこととしており、これに伴う更新や維持管理に必要な事業費を適切に計上しているため、令和九年度から単年度赤字となるものの、工業用水の安定供給に影響はないと考えております。

しかしながら、さきに御答弁いたしましたとおり、減量に伴い、恒常的に基本料金収入が減少するため、今後の影響は避けられないと考えており、受水事業所の将来的な負担増の可能性についても、受水事業所への説明時にお伝えしてきたところでございます。

企業団といたしましては、できる限り受水事業所の負担増を回避するため、令和五年度に予定している経営戦略の見直しの中で、受水事業所はもとより、経営・事業等評価委員会や構成団体からの意見も踏まえ、アセットマネジメント計画の見直しによるコスト縮減に努めるなど経営改善を進めるとともに、今後の工業用水道事業の経営の方向性を定めるため、そのあり方、将来像についても検討していくこととしており、引き続き工業用水道事業の経営の安定化に努めてまいりたいと考えております。

なお、会計は区分経理しておりますので、工業用水道事業の制度変更による水道事業への影響はございません。

以上でございます。

○畑中議長 池渕佐知子議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 次に、第一号報告、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件と、第二号報告、令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件についてお尋ねいたします。

両事業に計上されている合計六千三百七十九万円の

特別損失は、保全・図面情報管理システムの欠陥によって生じた損害賠償債権の不能欠損額であるとのことでした。

この損害賠償債権について、発生から不能欠損処理を行うに至った経過を説明いただきたいと思えます。

また、今後、同様のことが起こらないよう、企業団としてどうすればよいか検討されたのであれば、その結果について御説明ください。

○畑中議長 堤工務課長。

(堤重徳事業管理部工務課長登壇)

○堤事業管理部工務課長 まず、不能欠損処理を行うに至った経過についてお答えいたします。

保全・図面情報管理システムは、設備の完成図書や日々の点検・補修などのデータを一括管理することを目的として、平成二十三年二月にシステム構築に係る契約を締結し、平成二十四年三月から使用を開始しました。

その後、平成二十七年四月にシステムが故障し、その際、バックアップデータによるシステム復旧もできなかったもので、データのバックアップが適切に取れていなかったことが原因と判明しました。

受注者に損害賠償を求める訴えを提起しましたが、令和元年十月に最高裁判所の判決が下され、契約上の瑕疵担保期間が経過していたことなどを理由に、企業団の訴えは認められませんでした。

以上の経過を踏まえ、損害賠償債権について、令和元年度決算で特別損失として処理をしたところです。

次に、企業団としての対応についてお答えいたします。

平成二十七年度に新たなシステム構築に着手しましたが、その際、従来のシステムでは職員がハードウェアの故障を把握できないものであったため、新しいシ

ステムでは故障時に警報が出るようにするとともに、データ保存が正常に行われていなかったことから、保存状態などを確認できるようなシステムにしました。

さらに、従来はプログラム作成のみの契約でしたが、新しいシステムでは耐用年数である九年間の維持管理業務を含めて発注するなど、改善を図ったところです。以上でございます。

○畑中議長 池淵佐知子議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 次に、一般質問として、去る十一月二日開催の議員全員協議会において報告のあった水道事業に係る上下水道料金徴収等業務委託の発注延期について質問します。

令和二年度当初予算の債務負担行為における限度額になぜ計上誤りが生じたのか、事務の流れに沿って御説明ください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 本件に関しましては、予算の計上誤りがあったこと、誠に申し訳ありませんでした。まずは、お詫び申し上げます。

計上誤りの理由についてでございますけれども、予算、債務負担行為の限度額でございますが、この計上誤りが生じた原因につきましては、当初、関係所属から予算担当課に本件に係る予算要求書の提出がありましたが、提出期限後に増額の修正を行う必要が生じ、その連絡に企業団が職員に付与している個人のメールを使用したため、他の予算担当職員に共有されず、修正すべきことに気づかないまま予算書を作成したことに由来でございます。

○畑中議長 池淵佐知子議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 続いて、二点質問します。

計上誤りがあったことに気づいたのは七月十日のことでした。当初予算案の承認可決後、計上誤りに気づく機会はなかったのでしょうか、あるいは機会があったのに、なぜ見落としたのか、チェック体制は機能していなかったのでしょうか。

また、限度額計上誤りにより予算額に不足が生じた場合、委託期間を一年短縮する、あるいは債務負担行為の限度額を増額補正することも可能であったと考えますが、なぜ一年後ろにずらすことを選んだのでしょうか、二点についてお答えください。

○畑中議長 松本副理事兼経営企画課長。

(松本竜三経営管理部副理事兼経営企画課長登壇)

○松本経営管理部副理事兼経営企画課長 お答えいたします。

まず一点目でございますけれども、二月定例会において予算案を議決いただいた後、関係所属は修正後の予算要求書のとおり債務負担行為の限度額が措置されているものとして発注に係る準備を進めていたのですが、発注の裏づけとなる予算の確認をした七月十日まで予算の不足に気づかなかつたものでございます。

御指摘のチェック体制に関する点については、最終の予算書案を各所属と情報共有すること、予算要求締切後の変更などの重要な事項の連絡に情報共有が可能なる各所属のメールを使用すること、年度開始前に予算を確認することが十分にできていなかったことから、連絡、チェック体制を見直し、再発防止を徹底してまいります。

次に、議員御指摘の委託期間の短縮による対応についてでございますが、まず債務負担行為の限度額は、

泉南、阪南、田尻、岬の水道事業ごとに設定をしております。営業業務の包括委託は、受注者において一定の人員を確保する必要があり、安定的な運営を確保するため、委託期間は長期とすることが一般的ですが、設定済みの限度額で対応が可能な委託期間は、最も短いところに合わせて三年に満たないこととなります。本発注は、お客様対応や検針、料金徴収等の業務について高い専門ノウハウを有する受注者を選定するため、技術提案を重視して受注者を決定し、委託期間中に提案の実現を求める総合評価一般競争入札により実施することからも、委託期間が短いと判断したものでございます。

また、この十一月議会で予算の補正をさせていただき、年度途中の業務開始をできないかについても検討いたしました。年度途中では受注者の人員確保が困難になり、入札参加事業者が限定されるおそれがあったため、発注時期を令和二年度から令和三年度に延期することとしたものでございます。

○畑中議長 池渕佐知子議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 一年延期することによって、企業団への不利益や使用者への不利益はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○畑中議長 田村広域連携課長。

(田村武志経営管理部広域連携課長登壇)

○田村経営管理部広域連携課長 お答えいたします。本件は、まだ発注していないことから、具体的に不利益の額を算定できないと考えております。

ただ、今回の共同発注では、水道事業ごとで異なる運用の統一など業務の標準化について、受注者とともに対応を進め、業務の効率化やお客サービス維持、向上を図っていくこととしており、今般、発注を一年

後送りすることによりまして、その効果の発現が遅れたというところは事実でございます。

また、水道を御使用のお客様に對しましては、現行の委託期間を延長して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○畑中議長 池渕佐知子議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 次に、適正な事務執行に綻びが出ているのではないかとの危惧があり、令和元年度から現時点までの不適正な事務執行として支払遅延により遅延金が発生した事項について情報公開請求を行いました。その結果、令和元年度から現在まで、三つの事務において延べ七件の遅延金支払いがありました。

なぜ、遅延金を支払うことになったのか、説明を求めます。また、同様のことが起こらないよう、担当者への処罰も含め、どのような処置を行ったのか、お尋ねいたします。

○畑中議長 小島総務課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 お答え申し上げます。

令和元年度から現在までに契約額の支払遅延により延滞利息を支払ったのが、水道用水供給事業において二件の契約、延べ六回、市町村域水道事業において一つの契約、一回であり、各契約に基づき、合わせて二千九百五十円の遅延利息を支払っております。

支払遅延となった原因は、水道用水供給事業の案件は、新規の賃貸借契約で、担当者の支払事務スケジュールの管理が不十分であったことに加え、担当課においてチェック体制が徹底できていなかったことにあると考えております。

また、市町村域水道事業の案件は、これは昨年四月

下旬に請求を受けたもので、統合直後の事務作業の繁忙の時期でございまして、かつ長期連休を挟む期間でありましたことから作業日数が非常に限定的でありました中、統合した企業団の支払スケジュールを十分に認識していなかったことから処理が間に合わなかったものでございます。

前者の水道用水供給事業の案件では、今後、同様のことが起こらないよう、当該担当者に対し厳重に注意するとともに、課長はじめ関係者にも注意を促しております。また、市町村域水道事業の案件も、同様に担当者に注意を促しております。

いずれの案件も、再発防止策として、担当者それぞれが支払事務のスケジュールをまっすっきりと立て、全ての支払予定を管理するための表、シートを作成いたしました。また、上司が支払状況をチェックするなど、所属で支払予定を共有する等の対応を徹底しているところでございます。

○畑中議長 池渕佐知子議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 御答弁ありがとうございます。

市町村域水道事業における遅延については、請求書が届いてから口座振替による支払手続の事務を行ったが、四月、五月のゴールデンウィークの時期に当たっていたため支払日に間に合わなかったと聞いております。このように、連休などが入った場合に、実質的に支払手続をすることができる時間が短くなり、担当者として厳しいことは想像に難くありません。

また、今回の遅延金は、総額でも約三千円と少額ではないかと思われるかもしれませんが、適正に業務遂行していれば、またチェック体制が機能していれば発生しなかったことです。

支払期限は、政府契約の支払遅延防止等に関する法

律で定められた期間であり、法令遵守は法律による行政の原理です。同じようなことが起こらないよう、適正な事務執行、チェック体制の確立、事務改善、手続の迅速化を要望し、質問を終わります。

○畑中議長 池渕佐知子議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○畑中議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は後ほど御連絡いたします。

(午後二時五十四分休憩)

(午後三時十分再開)

○畑中議長 休憩前に引き続き、議事を続行いたします。

これより、日程第六の諸議案のうち、議決不要の報告二件を除く、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件外四件の討論に入ります。

通告がありますので、指名いたします。

○畑中議長 池渕佐知子議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 第一号議案、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件について、賛成の立場から意見を述べます。

当初は日量八十万トンの水需要であったのが、現在の契約水量は日量四十六万トンで、経営戦略二〇二〇―二〇二九では、実給水量ベースで日量三十二万トンとして施設更新することです。給水量をダウンさせれば、給水単価を上げない限り給水収益が下がるのは当然のことです。

施設のダウンサイジングといっても、施設及び管路の更新、耐震化も必要であり、施設それぞれを一律にダウンサイジングできないと考えます。経営戦略二〇

二〇―二〇二九でさえ、料金回収率が徐々に減り続け、令和十一年には一〇三・八%の予測となっております。

今回の改定により、料金回収率は恐らく一〇〇%を切るようになることでしょうか。今回、受水事業者にとってはプラスとなる改正であるため、反対はいたしません。以下のように、少なくとも一年度ごとに議会に報告することを求めて、賛成といたします。

一、今後、令和五年、二〇二三年に予定されている経営戦略の見直しを待たずとも、速やかに工業用水の受水事業者のあり方について検討を行い、その経過及び結果を報告すること。

二、今回、改定案提案に当たり、作成された将来収支見込みと実際の値との差と、その理由が分かるものを御報告されたい。

三、改定後、工業用水の受水事業者の減量希望水量、減量後の契約水量など、どのような動き、変動があったか、また減量・廃止負担金及び特別減量負担金の額が分かるものについて、少なくとも一年度ごとに一回、報告することを求め、賛成といたします。

○畑中議長 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第六の諸議案につきまして採決に入ります。

議決不要の報告第三号及び第四号を除く議案第一号から第三号並びに報告第一号及び第二号、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件外四件を一括して採決いたします。

お諮りします。

以上の諸議案五件につきまして、可決、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○畑中議長 異議なしと認めます。よって、以上の諸議

案五件は可決、認定することに決定いたしました。

○畑中議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。これをもって令和二年十一月定例会を閉会いたします。

午後三時十四分 閉会

議長	畑中 譲
副議長	永谷 幸弘
議員	島 弘一
議員	奥野 学